

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令発布日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウクライナ	小児病院医療機材整備計画のため の贈与に関する日本国政府と ウクライナ政府との間の交換公 文	小児病院医療機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	453,000千円 H19.3.31まで	H19.2.8 キエフで (同日)	日本側 馬淵睦夫在ウクラ イナ大使 ウクライナ側 ヴォロディ ミル・ヤクーハ経済大臣	H19.2.27 109号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。